

保 発 0401 第 5 号
令 和 2 年 4 月 1 日

健康保険組合連合会会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 40 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の適用について

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 40 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和 2 年厚生労働省告示第 85 号。以下「減算基準告示」という。）及び令和 2 年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第 25 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示（令和 2 年厚生労働省告示第 86 号。以下「減算率告示」という。）が令和 2 年 3 月 24 日に告示され、本日から適用される。

これらの告示の内容は下記のとおりであるため、御了知の上、関係団体等へ周知するとともに、適切に御対応いただきたい。

記

第 1 減算基準告示について

後期高齢者支援金の減算の対象となる保険者（以下「減算対象保険者」という。）の基準については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号。以下「算定省令」という。）第 40 条の 3 において、特定健康診査、特定保健指導等の事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めることとされているところ、平成 30 年度後期高齢者支援金に係る当該基準は次の 1 から 7 までに掲げる基準を満たすことであること。

- 1 平成 29 年度における特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項第 1 号に規定する特定健康診査等をいう。）の実施状況が、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 特定健康診査（法第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第 40 条の 2 第 2 項に規定する特定健康診査の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれ

れに掲げる率以上であること。

健康保険組合（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 11 条第 1 項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合	81/100
健康保険組合（健康保険法第 11 条第 2 項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）及び日本私立学校振興・共済事業団	76.5/100
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	63/100

- (2) 特定保健指導（法第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第 40 条の 2 第 3 項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	49.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	27/100
共済組合	45/100

- 2 平成 30 年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。

- (1) 特定健康診査の結果を踏まえ、医療機関への受診が必要な加入者に対し、受診勧奨を行うこと。

受診勧奨に当たっては、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」について（平成 30 年 2 月 16 日付け健発 0216 第 5 号厚生労働省健康局長通知）別添「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」（以下「標準的な健診・保健指導プログラム」という。）における具体的なフィードバックを参考にすること。

- (2) 生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 1 条に規定するものをいう。）の治療を受けている加入者に対し、当該疾病の重症化を予防するための取組を実施すること。

取組の具体例としては、治療中の加入者に対し、医療機関と連携して疾病の重症化を予防するための保健指導を実施すること、レセプトを確認して治療を中断している者に受診勧奨を行うこと等が考えられること。

- 3 平成 30 年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。

- (1) 特定健康診査の結果を加入者に通知するに当たって、加入者が当該結果

を容易に理解することができるようにするため、当該特定健康診査の結果に加えて、次に掲げるもののいずれかを提供すること。

- ① 当該結果や結果の変動状況をレーダーチャート化したグラフ等
 - ② 特定健康診査の検査値が指し示す内容等、加入者個別の状態に沿った情報を含む加入者がり患するおそれの高い疾病に関する情報
 - ③ 生活習慣の改善のための取組に関する情報
- (2) 特定健康診査に関する記録の写しを提供し、又は管理するに当たって、次に掲げる取組を実施する体制を整備していること。
- ① 加入者の脱退に伴い、当該加入者本人又は当該加入者が新たに加入する保険者の求めに応じ、当該加入者の特定健康診査に関する記録の写しを提供すること。
 - ② 加入者の特定健康診査に関する記録を管理するに当たって、当該加入者本人又は当該加入者が過去に加入していた保険者から提供された特定健康診査に関する記録の写しを自ら実施する特定健康診査に関する記録と併せて管理すること。

4 平成 30 年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。

- (1) 加入者に対し、後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 20 条第 2 号ニに規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の処方を希望する旨を表示するための標識（カード、シール等）を配布すること。
- (2) 加入者に対し、後発医薬品の存在する先発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 7 条の 2 に規定する新医薬品等をいう。以下同じ。）が処方された場合に係る医療費と後発医薬品が処方された場合に係る医療費の差額に関する通知（いわゆる差額通知）を送付すること。

5 平成 30 年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。

- (1) 保険者自らががん検診を実施すること、又は事業主が実施するがん検診について、がん検診の種別ごとに対象者を把握し、検診の受診の有無を確認すること。

なお、保険者自らががん検診を実施することには、検診受診者への費用補助を行うこと、事業主や他保険者と共同で検診を実施することを含むこと。

- (2) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に基づき市町村が実施するがん検診について、受診が必要な加入者に対し、個別勧奨やチラシ・リーフレットを利用した受診勧奨を行うこと。
- (3) 歯科検診の対象者の基準を設定し、受診が必要な加入者について、当該検診の受診の有無を確認すること。
- (4) 歯科保健教室、セミナー等の歯科保健に関して情報提供を行う場を設け

- ていること、又は(3)における確認の結果若しくは特定健康診査の結果を用いて、歯科保健指導を実施すること。
- (5) (3)における確認の結果又は標準的な健診・保健指導プログラムの標準的な質問票項目 13「食事で噛んだときの状態」の回答等の特定健康診査の結果を用いて、歯科への受診勧奨を行うこと。
- 6 平成 30 年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。
- (1) 加入者の運動習慣の改善のための事業を実施すること。
 - (2) 料理教室の開催、社内食堂における健康に配慮したメニューの提供等、加入者の食生活の改善のための事業を実施すること。
 - (3) 専門職による個別の相談体制の確保、こころの健康づくり教室の開催等、対面で行う加入者のメンタルヘルス対策のための事業を実施すること。
 - (4) 加入者の禁煙のための取組を支援するための事業を実施すること。
取組の具体例としては、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」を参考にした禁煙保健指導の実施、事業主と連携した個別禁煙相談又は禁煙セミナーの開催、事業所敷地内の禁煙化等が考えられること。
 - (5) ヘルスケアポイント等の個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組（いわゆる個人へのインセンティブを活用した事業）を実施すること。
- 7 次のいずれかに該当すること。
- (1) 平成 30 年度において、産業医若しくは産業保健師と連携した保健指導を実施すること、又は産業医若しくは産業保健師に特定保健指導の実施を委託すること
 - (2) 平成 30 年度において、事業主と連携し、加入者の健康増進のための目標の設定、加入者への働きかけ、事業所の特性を踏まえた健康に関する課題の分析及び把握若しくは健康に関する課題の解決に向けた共同事業等を実施すること又は事業主との定期的な意見交換の場を設けていること。
 - (3) 平成 30 年度において、事業主と連携し、加入者が就業時間中に特定保健指導を受けられる体制を整備していること。
 - (4) 平成 30 年度において、事業主と連携し、加入者に対して退職後の健康管理に関する情報提供を行うこと。

- (5) 平成 29 年度における被扶養者（算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 19 条第 1 項に規定する組合員の世帯に属する者をいう。（6）において同じ。）に係る特定健康診査の実施率が、次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	63/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	59.5/100
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	49/100

- (6) 平成 29 年度における被扶養者に係る特定保健指導の実施率が、次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	38.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	21/100
共済組合	31.5/100

第 2 減算率告示について

減算対象保険者の減算率（法第 121 条第 1 項第 1 号の確定後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。）については、算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 2 号において、1 からアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率とされているところ、平成 30 年度後期高齢者支援金にかかる当該率を定めるものであること。

- ア 各年度における全ての加算対象保険者に係る法第 119 条第 1 項の確定後期高齢者支援金の額の総額と各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額
イ 各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

減算率は保険者の種類及び一定の基準（基準の詳細については 1 から 41 までの参照）に基づいて算定した合計点数に応じて次のとおりとすること。

- (1) 単一型健康保険組合
- 一 合計点数 149 点以上 100 分の 99.719087968
 - 二 合計点数 105 点以上 149 点未満 100 分の 99.850180248
 - 三 合計点数 105 点未満 100 分の 99.925090118
- (2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合
- 一 合計点数 158 点以上 100 分の 99.719087968
 - 二 合計点数 101 点以上 158 点未満 100 分の 99.850180248

三 合計点数 101 点未満 100 分の 99.925090118

(3) 共済組合

一 合計点数 132 点以上 100 分の 99.719087968

二 合計点数 107 点以上 132 点未満 100 分の 99.850180248

三 合計点数 107 点未満 100 分の 99.925090118

1 平成 29 年度において、次に掲げる基準を満たすこと。

65 点

- (1) 特定健康診査の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	90/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	85/100
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	70/100

- (2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	60/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	35/100

2 平成 29 年度において、次に掲げる基準を満たすこと（1 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

60 点

- (1) 特定健康診査の実施率が 1 の(1)に掲げる率以上であること。
(2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	55/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	30/100
共済組合	45/100

3 平成 29 年度において、次に掲げる基準を満たすこと（1 又は 2 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

30 点

(1) 特定健康診査の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	81/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	76.5/100
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	63/100

(2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	49.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	27/100
共済組合	45/100

4 平成 29 年度の特健康診査の実施率が平成 28 年度と比較して 10/100 以上上昇していること（3 の(1)に掲げる基準を満たす場合を除く）。

20 点

5 平成 29 年度の特健康診査の実施率が平成 28 年度と比較して 5/100 以上上昇していること（3 の(1)及び 4 に掲げる基準を満たす場合を除く）。

10 点

6 平成 29 年度の特保健指導の実施率が平成 28 年度と比較して 10/100 以上上昇していること（3 の(2)に掲げる基準を満たす場合を除く）。

20 点

7 平成 29 年度の特保健指導の実施率が平成 28 年度と比較して 5/100 以上上昇していること（3 の(2)及び 6 に掲げる基準を満たす場合を除く）。

10 点

8 平成 30 年度において、第 1 の 2 の(1)に掲げる取組を実施していること。

4 点

9 平成 30 年度において、第 1 の 2 の(1)に掲げる取組を実施し、一定期間が

経過した後に、受診勧奨を行った加入者の受診状況を確認していること。
4点

10 平成30年度において、第1の2の(2)に掲げる取組を実施していること。
4点

11 平成29年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が平成28年度と比較して3/100以上低下していること。
10点

12 平成29年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が平成28年度と比較して1.5/100以上低下していること（11に掲げる基準を満たす場合を除く）。
5点

13 平成30年度において、第1の3の(1)に掲げる取組を実施していること。
5点

14 平成30年度において、特定健康診査の結果を加入者に通知するに当たって、医師、看護師、保健師、管理栄養士その他の医療に従事する専門職による対面での情報提供を実施していること。
4点

15 平成30年度において、第1の3の(2)に掲げる取組を実施していること。
5点

16 平成30年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。
4点

- (1) 保険者協議会（法第157条の2に規定する保険者協議会をいう。(2)について同じ。）に対し、特定健康診査に関する記録を提供するとともに、保険者協議会と連携し、地域の健康課題を分析すること。
- (2) 保険者協議会と連携し、地域の健康課題の解決に資する事業を他の保険者と共同で実施すること。

17 平成30年度において、第1の4の(1)に掲げる取組を実施していること。
4点

18 平成30年度において、第1の4の(2)に掲げる取組を実施していること。
4点

- 19 平成 30 年度において、第 1 の 4 の(2)に掲げる通知を送付した者について、先発医薬品から後発医薬品への切替率、切替による効果額等の使用状況の変動を把握していること。
4 点
- 20 平成 30 年度において、後発医薬品の使用割合が 80/100 以上であること。
5 点
- 21 平成 30 年度において、後発医薬品の使用割合が 70/100 以上であること（20 に掲げる基準を満たす場合を除く）。
3 点
- 22 平成 30 年度における後発医薬品の使用割合が平成 29 年度と比較して 10/100 以上上昇していること。
5 点
- 23 平成 30 年度において、後発医薬品の使用割合が平成 29 年度と比較して 5/100 以上上昇していること（22 に掲げる基準を満たす場合を除く）。
3 点
- 24 平成 30 年度において、第 1 の 5 の(1)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 25 平成 30 年度において、がん検診の結果、精密検査が必要となった者の受診状況を確認し、受診勧奨を行っていること。
がん検診は保険者自ら単独で行うものに加えて、事業主や他保険者等と共同実施するものを含むものであること。
4 点
- 26 平成 30 年度において、第 1 の 5 の(2)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 27 平成 30 年度において、第 1 の 5 の(3)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 28 平成 30 年度において、第 1 の 5 の(4)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 29 平成 30 年度において、第 1 の 5 の(5)に掲げる取組を実施していること。
4 点

- 30 平成 30 年度において、保険者自らインフルエンザワクチン接種等の予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。
4 点
- 31 平成 30 年度において、第 1 の 6 の(1)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 32 平成 30 年度において、第 1 の 6 の(2)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 33 平成 30 年度において、第 1 の 6 の(3)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 34 平成 30 年度において、第 1 の 6 の(4)に掲げる取組を実施していること。
5 点
- 35 平成 30 年度において、第 1 の 6 の(5)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 36 第 1 の 7 の(1)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 37 第 1 の 7 の(2)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 38 第 1 の 7 の(3)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 39 第 1 の 7 の(4)に掲げる取組を実施していること。
4 点
- 40 第 1 の 7 の(5)を満たしていること。
4 点
- 41 第 1 の 7 の(6)を満たしていること。
4 点